

作成:2020年05月01日

更新:2021年06月21日

島根データセンター友の会 オープンネットワーク利用規則

Version. 20210621.01

目次

第一条（規約の適用）.....	3
第二条（規約の変更）.....	3
第三条（サービスの種類）.....	3
第四条（サービス提供の範囲）.....	3
第五条（定義）.....	3
第六条（契約の単位）.....	3
第七条（契約の対象者）.....	3
第八条（契約の申込方法）.....	3
第九条（申込の承諾）.....	3
第一〇条（事項変更時の届出）.....	3
第一一条（資源の使用状況の報告義務）.....	3
第十二条（契約の解除）.....	4
第十三条（契約の強制解除）.....	4
第十四条（利用料）.....	4
第十五条（本サービス利用アドレスの掲示）.....	4
第十六条（定めなき事項）.....	4
第十七条（責任）.....	4
第十八条（附則）.....	4

第一条（規約の適用）

1. 島根データセンター友の会は「オープンネットワーク利用規約」（以下、本規約といいます）を定め、本規約を遵守することを条件として「オープンネットワーク」（以下、本サービスといいます）を提供します。
2. 本規約は「島根データセンター友の会 会則」の一部を構成するものであり、本サービスの契約者は「島根データセンター友の会 会則」を承諾したものとします。
3. 本規約に定めのない事項は「島根データセンター友の会 会則」によります。
4. 当団体が実施する本サービスに対する施策が設定される場合は、その定めによります。

第二条（規約の変更）

当団体は、契約者へ当団体が適切と判断した方法にて公表または通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

第三条（サービスの種類）

1. 本サービスは帯域保証型サービスではありません。
2. 本サービスは関連する一切を無保証といたします。
3. 本サービスは非商用目的でのみご利用になれます。
4. 本サービスは当団体の設備の都合により契約者の希望するサービスを提供できない場合があります。

第四条（サービス提供の範囲）

本サービスは島根データセンター友の会の所有する IP アドレス資産、ASN 資産を活用し、インターネット接続性を提供するものです。

第五条（定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
VIX	本サービス中において Transit 先と直接接続するもので、インターネット接続性を提供するものです。
POP	本サービス中において VIX に接続し、インターネット接続性の提供を受けるものです。

第六条（契約の単位）

本サービスは、基本的に個人、団体ごとに1つの契約を締結します。この場合、契約者は1人に限ります。

第七条（契約の対象者）

本サービスは、島根データセンター友の会の会員のうち、非商用目的で IP アドレス資源、ASN 資源を用いた活動を行うユーザーに限ります。

第八条（契約の申込方法）

本契約の申込をするものは、本規約に同意の上、当団体が指定する方法により本契約の申込を行っていただきます。当団体は、運転免許証その他、公的機関が発行する身分証明書の提示またはその写しの提出等を求めることがあります。

第九条（申込の承諾）

当団体は、次のいずれかに該当すると判断したときは、申込を承諾しないことがあります。

1. 申込に当たり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。
2. その他当団体の業務の遂行上支障があるとき。

第一〇条（事項変更時の届出）

契約者は申込の際に当団体に届出た内容に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を当団体に届出るものとします。

第一一条（資源の使用状況の報告義務）

契約者は割当られた資源について、本団体より要請があった場合、その用途並びに使用状況についてその概要を報告する義務があります。

第一二条（契約の解除）

契約者は、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ当団体の指定する方法により通知していただきます。

第一三条（契約の強制解除）

契約者が次の各号に掲げる行為をしたときは、当団体は本サービスの契約を解除いたします。当団体は、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

1. 本規約の規定に違反したとき。
2. 本サービスを商用利用したとき。

第一四条（利用料）

本サービスについては原則無料とします。ただし、IP アドレス維持費および AS 番号維持費並びに設備維持費は島根データセンター友の会会則の通り支払う必要があります。

第一五条（本サービス利用アドレスの掲示、制限）

本サービスで利用できる IP アドレス資源については、別紙口に記載し、更新があった場合は速やかに反映します。別紙口に記載がない、IP アドレス資源を用いた本サービスの利用を禁じます。

第一六条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合は、会員および当団体は、本規約の趣旨と当団体の活動目的に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第一七条（責任）

本サービスは無保証型サービスとなります。本サービスに起因するいかなる損失についても本会は一切責任を取りかねます。

第一八条（附則）

本規則は令和 2 年 6 月 1 日より施行する。

第八条、第九条、第一〇条、第一三条の改正は令和 2 年 11 月 1 日より施行する。

第一一条は令和 2 年 12 月 1 日より施行する。

第一五条は令和 2 年 11 月 1 日より施行する。

オープンネットワーク利用申込書

年 月 日

島根データセンター友の会 殿

郵便番号 ー
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

印 (省略可)

電話番号及び電子メールアドレス

TEL : ()

Mail :

島根データセンター友の会 オープンネットワークを利用したく、利用規則に同意しましたので、次の通り申し込みします。

1 利用者情報

(1) 利用目的

非営利	
-----	--

(2) 利用者の構成

--

2 通信設備の概要

(1) 電気通信設備の接続に係る事項

電気設備の種別	VIXまたはTransit先への接続方式
VIX ・ POP	

(2) 端末系伝送路設備に関する事項

回線種別	接続場所

(3) 技術に関する事項

--

(4) アドレス割当量

ASN	/30 IPv4 Address	/54 IPv6 Address	その他

3 連絡事項

--

4 接続開始予定年月日

年 月 日

オープンネットワーク利用申込書(記入例)

2020年06月01日

島根データセンター友の会 殿

郵便番号 690-0880

(ふりがな) しまねけんまつえし1-4-3

住 所 島根県松江市1-4-3

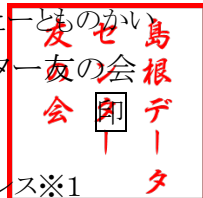
(ふりがな) しまねデータセンター友の会

氏 名 島根データセンター友の会

電話番号及び電子メールアドレス※1

TEL : 012 (3456) 7890

Mail : mail@example.com



島根データセンター友の会 オープンネットワークを利用したく、利用規則に同意しましたので、次の通り申し込みします。

1 利用者情報

(1) 利用目的※2

非営利	AS間通信の最適化の研究のため。
-----	------------------

(2) 利用者の構成※3

本人のみ

2 通信設備の概要

(1) 電気通信設備の接続に係る事項※4

電気設備の種類	VIXまたはTransit先への接続方式
VIX POP	トンネル接続及びプライベートピアリング

(2) 端末系伝送路設備に関する事項※5

回線種別	接続場所
NTT西日本・フレッツビジネス	島根県松江市1-4-3

(3) 技術に関する事項※6

使用機器: Cisco 8818、ASR 9906、ISR 4461及びJuniper MX 2020

(4) アドレス割当量※7, 8

ASN	/30 IPv4 Address	/56 IPv6 Address	その他
0	3	3	動的GIP /30×2 , /42×3

3 連絡事項※9

--

4 接続開始予定年月日 ※10

2020年07月01日

- 注1:異常時の緊急連絡先として使用できる番号・アドレスを記載すること。
- 注2:利用目的を選択するとともに、詳細について記載すること。
- 注3:第三者へ提供する場合は詳細を記載すること。
- 注4:接続の種類を選択し、接続先との接続方式を記載すること。
- 注5:利用者の設備の提供元並びに設備の設置場所を記載すること。
- 注6:接続に使用する機器並びに接続において注意すべき事項を記載すること。
- 注7:割当を希望するアドレス総量を記載すること。なお、IPアドレスは記載クラスの個数で総量を指定する。
- 注8:割当を希望するアドレスのうち、IPv6 /48以上の量の希望する場合は、2-(4)その他の箇所にクラスと個数を記載すること。
- 注9:その他考慮すべき事項がある場合は記載すること。
- 注10:接続開始予定日を記載すること。
- 注11:令和2年11月1日以降の申込に当たっては、印章をデジタル印または省略することができる。

SDCCオープンネットワーク割当アドレス

2021年06月21日時点

本サービスにおいて、利用できるIPv4/IPv6アドレスは以下の通りです。

● IPv4

サービス開始日	アドレスレンジ
2020/6/29	103.152.178.0/24
2020/12/22	103.160.48.0/24
2021/6/21	44.31.25.0/24 ※2

● IPv6

サービス開始日	アドレスレンジ
2020/6/27	2001:DF4:1780::/48
2020/12/22	2406:7EC0::/33

※1上記アドレスについて、トランジットサービスをご利用される際は、商用利用できません。

※2当該アドレスの利用はアマチュア無線に関連するプロジェクトに限定されます。